

ID: 5375

担当部署: 健康福祉部 地域共生課

処分の概要	解散の認可及び認定		
法令名 根拠条項	社会福祉法 第46条第2項		
法令番号	昭和26年法律第45号		
【基準】 法第46条の規定による。 (解散事由) 第46条 社会福祉法人は、次の事由によつて解散する。 (1) 評議員会の決議 (2) 定款に定めた解散事由の発生 (3) 目的たる事業の成功の不能 (4) 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る。） (5) 破産手続開始の決定 (6) 所轄庁の解散命令 2 前項第1号又は第3号に掲げる事由による解散は、所轄庁の認可又は認定がなければ、その効力を生じない。 3 清算人は、第1項第2号又は第5号に掲げる事由によつて解散した場合には、遅滞なくその旨を所轄庁に届け出なければならない。			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	令和 8 年 2 月 1 日